資料2

下関市住民自治による まちづくり推進計画

(素案)

下関市

平成26年 月

目 次

第13	草 計画の東圧にめにつ (
1	計画策定の趣旨	••• 1
2	計画の位置づけ	••• 1
3	計画の期間	••• 1
第2	章 基本方針	
1	基本理念	••• 2
2	住民自治によるまちづくりの必要性	••• 2
3	市民参加の促進	••• 3
第3章	章 住民自治によるまちづくりの仕組み	
1	まちづくり協議会の地区設定	• • • 4
2	まちづくり協議会の組織	••• 5
3	まちづくり協議会の役割等	• • • 6
4	まちづくり協議会設立までの流れ	• • • 7
5	まちづくり活動のための財源確保	• • • 8
第4章	章 計画の推進内容	
1	まちづくり協議会設立の促進	• • • 9
((1) まちづくり協議会の必要性	
((2) まちづくり協議会の設立・運営	
2	まちづくり協議会への支援体制整備	•••10
((1) 地域サポート職員制度	
((2) 活動拠点	
((3) 財政支援	
((4) 人材育成	
((5) 情報共有•情報発信	
第5章	章 計画の進行管理	
1	計画推進の体制	• • • 14
2	計画の進行状況の把握・確認	• • • 1 4
3	施策・取組の評価	• • • 1 4

資料 •••15

- 1 アンケート調査の概要
- 2 これまでの取組
- 3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例
- 4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱
- 5 下関市住民自治によるまちづくり懇談会開催状況
- 6 まちづくり集会の開催状況
- 7 パブリックコメントの実施結果

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成25年8月に「下関市における地域内分権の推進方向」を策定しました。 その中に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するため、基本方針や具体的な施 策、地区で取り組む基本的な仕組み等を示し、その必要性について理解するとともに、 実行につなげていくための「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(以下「計画」 という。)を策定するものです。

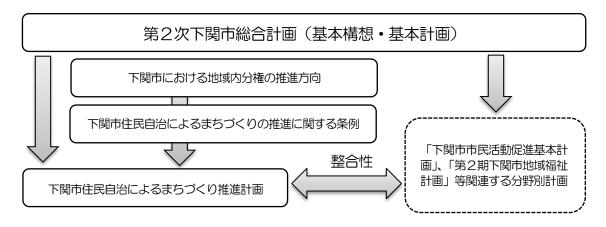
2 計画の位置づけ

計画は、上位計画である第2次下関市総合計画(基本構想・基本計画)に基づいた分野別計画として、地区の力を活かした本市の「住民自治によるまちづくり」を総合的に推進するための計画です。

また、計画の各施策については、「下関市における地域内分権の推進方向」の考えを踏まえて制定された「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組んでいきます。

なお、住民自治によるまちづくりを推進するにあたって、関連する分野別計画である 「下関市市民活動促進基本計画」、「第2期下関市地域福祉計画」等との整合性を図って いきます。

【計画の位置づけ(イメージ)】



3 計画の期間

第2次下関市総合計画の前期(平成27年度~平成31年度)にあわせ、計画の期間は、平成27年度~平成31年度とします。なお、取組の進ちょく状況等を踏まえ、期間内においても、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本方針

1 基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共につくりあげていくことを基本理念に、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、安全で安心な社会、持続可能な社会を実現します。

そのため、情報の共有化や市政への市民の参加促進を図ることで、市民と地域と行政 が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指します。

市民の役割

- ① 地域を良く知り、人と人のつながりを大切にします。
- ② 地域に生活する一人として、地域のまちづくりに参加します。
- ③ 互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めます。

地域の役割

- ① 地域の個性と特徴を活かし、住民自治によるまちづくりを推進します。
- ② 多様な主体が参加し、地域総意のまちづくりを推進します。
- ③ 市全体のまちづくりにつなげるため、行政との連携を図ります。

行政の役割

- ① 多様な方法によって、市民に分かりやすく市政情報を提供します。
- ② 職員も市民の一人であることを自覚し、まちづくりに参加します。
- ③ 市民や地域の意見を尊重し、個性を活かしたまちづくりを支援します。

2 住民自治によるまちづくりの必要性

本格的な地方分権の時代を迎える中、これからの地方自治体には、自己決定と自己責任の考えのもと、魅力あるまちづくりへの取組が求められています。

本市では、地理的・歴史的な関係から文化・経済・生活などの各方面で深い結びつきを持つ1市4町が平成17年2月に合併し、都市部や農村・漁村部、歴史や自然など多様な地域特性を併せ持つ、人口約29万人、面積約716km²の中核市となりました。

しかし、長引く景気低迷等による厳しい財政状況の中で、少子高齢化や人口の減少、 経済のグローバル化など社会経済情勢の変化にも対応していかなければなりません。

本市の平成22年国勢調査における総人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は28.7%と、全国の中核市の中で最も高く、今後とも、高齢化の進行による社会保障関係経費の増加が見込まれています。

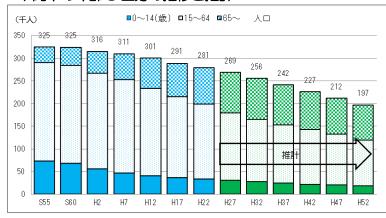
行政サービスの面から見ると、市民の価値観やライフスタイルの変化によって、市民 ニーズも多様化・複雑化が進み、画一的な行政サービスだけでは、市民ニーズにきめ細 かに対応することが困難な状況となっています。

そこで、本市では、国が定めたルールに従うこれまでの「行政管理体」から、限られた財源の中で、自ら考え実行する「行政経営体」への移行を目指し、行政改革を行いながら、自治体の規模だけではなく、地域特性を生かした施策に取り組むとともに、財源確保や財政の健全化を図っているところです。

しかしながら、魅力ある「元気な下関」を実現していくには、行政のみならず、市民、 地域コミュニティ、NPOなど多様な主体も加わり、課題を発見し解決する、又は、地 区と行政が連携し地域力を創造することができる仕組みが必要となっています。

そのため、市民と市が、まちづくりのパートナーとなり、補完性の原理に基づく役割 分担を行いながら、まちづくりの担い手を育てるとともに、社会環境の変化にも柔軟に 対応できる「住民自治によるまちづくり」の仕組みを構築する必要があります。

下関市の年齢3区分の推移と推計



平成 22 年までは実績値 平成 27 年以降は推計値

(資料)

総務省:「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所:「男女・年齢(5歳)階級別データー『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)」

補完性の原理とは



3 市民参加の促進

住民自治によるまちづくりは、地区と行政が共にその必要性や仕組みを正しく理解し、 互いに協働しながら進めていく必要があります。

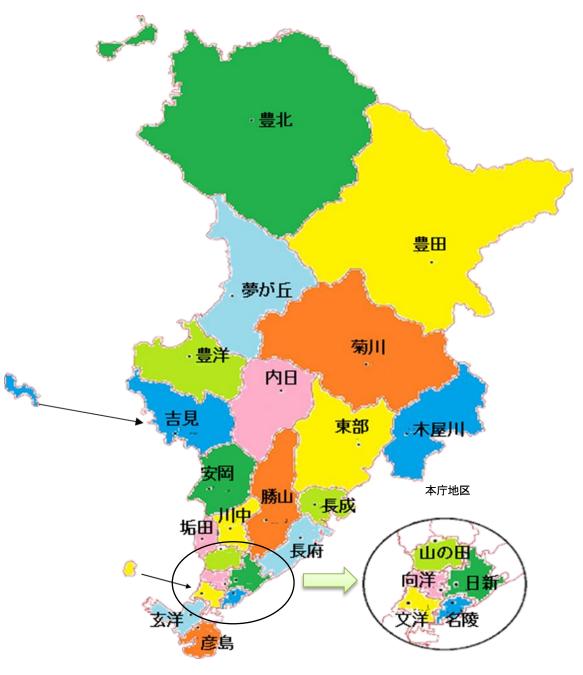
これまでも、市民参加型の「まちづくり集会」や、「まちづくりセミナー」を開催し、 市民参加の促進に努めてきましたが、今後も、広報誌や各種集会での説明等、あらゆる 機会をとらえて理解を深めていきます。

第3章 住民自治によるまちづくりの仕組み

1 まちづくり協議会の地区設定

まちづくり協議会の地区は、自治連合会のまとまりを基底とし、概ね中学校区で設立することを想定しています。しかし、まちづくり協議会は任意の組織であり、また、地区の実情等を考慮する必要があるため、地区の皆さんと市が協議しながら、活動しやすい地区を設定することとします。

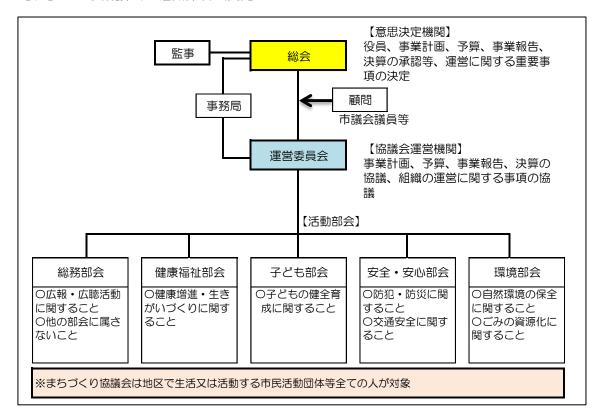
【平成24年4月1日現在の市立中学校区図】



2 まちづくり協議会の組織

まちづくり協議会は、その地区で生活する市民等で組織する公共性の高い組織です。 そのため、協議会の運営には、透明性を確保し、民主的に意思決定ができる仕組みが必要です。また、地区で取り組む活動に基づき、任意で部会を設置することや、市議会議員などを顧問とすることも考えられます。

【まちづくり協議会の組織体制(例)】



3 まちづくり協議会の役割等

まちづくり協議会は、地区のまちづくり計画に掲げる将来像の実現に向けて、地区住民 や各種団体等とネットワーク化や相互補完を図りながら、効率的かつ効果的に課題解決や 地域活性化に取り組んで行く役割があります。

今まで、個別の団体だけの活動では解決が困難であった課題も、各団体のネットワーク 化を図ることで、幅広い意見の中から解決に向けた方法を見いだせるようになるほか、各 団体が互いの活動を理解し協力し合う関係を築いていくことで、これまでの活動をより充 実させる効果や、担い手不足等で活動が困難となった事業も継続できるようになります。

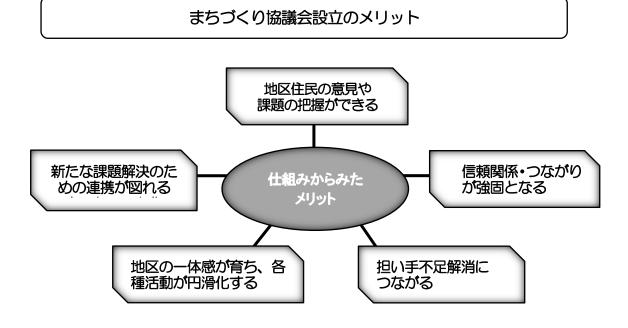
また、多様性を持つ本市の特性から、それぞれの地区が抱える課題も様々であり、これまで市が行ってきた画一的な行政サービスだけでは、時間やコストもかかる上、市民ニーズにも十分応えることができませんでした。

そこで、これまでの手法を見直し、市民が持つ柔軟な発想と迅速な行動力を活かした住 民自治によるまちづくりとして、まちづくり協議会を中心に、地区全体で身近な地域課題 の解決方法を考え、地区の実情に沿って解決していく仕組みに転換していく必要がありま す。

更に、こうした仕組みの中で、まちづくり協議会と市が役割分担しながら、参加と協働によるまちづくりを行っていきます。

まちづくり協議会の具体的な役割としては、次に掲げるものが考えられます。

- ・身近な地区の課題や資源、情報等を地区で共有するための広報に関すること。
- ・地域福祉や子育て、防犯・防災など地区の課題解決に向けた共助の取組に関すること。
- 地域の活性化や地域交流を図るための取組に関すること。
- ・ 地域の特性である地域資源(人・もの)等を活かした取組に関すること。
- 地区住民の意見等を把握し、まちづくり計画等に反映するための広聴に関すること。
- 共助だけでは解決できない地区の課題の市との協働による取組みに関すること。
- 市が行う事業への協力、市からの提案等に対する意見集約に関すること。



4 まちづくり協議会設立までの流れ

市内には、まちづくり協議会と同様な趣旨のもと、積極的に活動に取り組んでいる地区 もあれば、そうではない地区もあります。また、地区住民による新たな組織づくりは、住 民自治によるまちづくりを推進していく上で、とても大切なことですが、設立準備会から まちづくり協議会の設立まで、負担になることも考えられます。

そこで、市としても、住民自治によるまちづくりを推進するため、地区住民と協働して 取り組むとともに、まちづくり協議会設立に向けて支援していきます。

【まちづくり協議会設立の流れ(例)】

(ステップ1) 設立準備会の立上げ

発起人を中心に地区の主な団体代表者等が集まり、設立準備会の立ち上げに必要な規約や今後のスケジュールなどについて話合います。 設立準備会へは、市職員もアドバイザーとして出席します。

平成27年度

(ステップ2) まちづくり協議会設立に関する検討や啓発

設立準備会で、まちづくり協議会の規約案や事業計画案、予算原案などを作成するほか、運営に向けた具体的な取組について話し合います。 また、地区住民に対し、まちづくり協議会への理解と啓発も行います。

(ステップ3) まちづくり協議会設立総会の開催

設立準備会で話し合った、規約案や事業計画案、予算原案などを総会に諮り、 承認を受け、まちづくり協議会を立ち上げます。

(協議会代表者は市長へ設立申請を行い、市が認定)

平成28年度~

(ステップ4) 総会・運営委員会の開催

随時、総会や運営委員会を開催し、活動に取り組みながら、まちづくり計画を 策定していきます。

5 まちづくり活動のための財源確保

まちづくり計画に掲げる地区の将来像の実現に向け、地区が自主的・主体的に課題の解決や地区の活性化に取り組んでいくためには、市からの支援だけではなく、それぞれの地区の特性を活かした取組等による自主財源についても検討し、確保していくことも大切です。



第4章 計画の推進内容

1 まちづくり協議会設立の促進

(1)まちづくり協議会の必要性

これまで、それぞれの地区においては、古くから自治会など身近な自治組織をはじめ、様々な団体の相互扶助による活動を通じ、地区に暮らす人たちの安全で安心な生活を支えてきました。

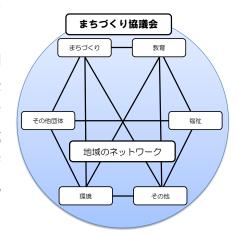
しかしながら、近年、核家族化や都市化、生活圏域の拡大化などによって、生活の場である地区への自治意識、帰属意識が希薄化し、結果として、地区におけるまちづくりに関わる人の数が減少しています。

このような中、高齢者福祉や子育て支援、防災・防犯など地区と密接に関わる分野での対応の必要性が高まっており、従来からある住民自治の仕組みだけでは、その地

区で生じる様々な課題の解決が困難になっています。

そこで、従来からの地区でのまちづくりの範囲を広げ、その地区で生活する地区住民が、様々なアイデアを持ち寄り話し合うことで、将来に向けて、安心して暮らせる方策や地区の活性化策、或いは、これまで個々の団体だけでは対応が困難であった課題等についても、解決することができる組織づくりが必要となっています。

本市においては、その組織の名称を「まちづくり協議会」とします。



(2)まちづくり協議会の設立・運営

まちづくり協議会は、それぞれの地区住民が自主的・主体的に設立する任意の組織です。本市としては、市民等と市が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを推進していくため、市内全域における「まちづくり協議会」の設立を促進していきます。

まちづくり協議会の設立にあたっては、その地区におけるまちづくりに関わる各団体等によって、設立準備会を立ち上げ、 組織の運営、活動等に関わる事項について、協議を進めていく 必要があります。

なお、まちづくり協議会の具体的な設立方法や運営の手順に ついては、市がマニュアルを作成することとします。



2 まちづくり協議会への支援体制整備

(1) 地域サポート職員制度

まちづくり協議会を運営する上での様々な疑問や課題に対して、本市では、地域の 自主性や主体性を損なわない範囲で、まちづくり協議会を支援する地域サポート職員 制度を職員数の適正化も踏まえながら創設します。

地域サポート職員は、地区と市とを結ぶパイプ役として、まちづくり協議会の運営に関わり、地区の政策形成に関わる助言や情報提供などを行っていくことを想定しています。

年次計画	
------	--

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	000				
制度検討	随時配置				

(2) 活動拠点

まちづくり協議会が定期的に協議する場、活動する場として、また、地区の誰もが 気軽に集え、地区の情報等も入手することができる活動拠点が必要と考えています。

その活動拠点は、地域住民に身近なものであることは当然のことながら、市の財政健全化や公共施設のあり方とも関係が深いことから、公民館や空き公共施設、民間の空き店舗等も含めて、幅広く検討していきます。



年次計画

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
設置場所の検討							
		- ν					
まちづくり協議会設立⇒検討、実施							

(3) 財政支援

① まちづくり協議会への設立支援

まちづくり協議会の設立に向けた取り組みに対し、一定期間、まちづくり協議会設立準備補助金を創設します。

年次計画

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・ 要綱制定	まちづくり協議: からの申請⇒審i				

② まちづくり協議会への運営支援

まちづくり協議会の安定した運営を目的に、会議の開催に係る経費等への財政支援として、まちづくり協議会運営補助金を創設します。

年次計画

平成 26 年度 平成27年度		平成28年度 平成29年度		平成30年度	BO年度 平成31年度		
					7		
検討・要	評綱制定	まちづくり協議会からの申請⇒審査・交付					
		inr					
		交付金化の検討・実施					

③ まちづくり協議会への活動支援

まちづくり協議会が地区の課題解決や地域活性化に取り組む活動に対し、まちづくり活動支援補助金を創設します。

また、将来的には、従来からの補助金の見直しも含め、地区の自由度を高めた一括交付金化を検討していきます。

年次計画

十八山巴	_				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・要	更綱制定	まちづくり協議	会からの申請⇒審議	查•交付	$\overline{}$
		交付金化の検討	• 実施		$\overline{}$
					V

(4) 人材育成

① 地区内の人材育成

住民自治によるまちづくりを推進する上で、地区のまちづくりに関わる人材の育成は欠かせません。市の関係部局や公立大学法人下関市立大学とも連携し、まちづくりを担う人材の育成に取り組みます。また、地区が自主的に人材育成に取り組めるよう、外部人材派遣制度等の創設も検討していきます。

年次計画									
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度				
nor									
下関未来大学	下関未来大学(講座の検討・実施)								
	外部人材派遣制度等の検討・実施								

② 行政内の人材育成

住民自治によるまちづくりを地区と市が協働して取り組むためには、市職員の意識 改革も必要です。全職員を対象にした住民自治によるまちづくりに関する研修会や、 地域サポート職員を対象にした研修会を実施します。

年次計画										
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
計画的に職員を対象に研修会を実施(必要に応じて内容を見直し)										
	計画的に地域サ	計画的に地域サポート職員を対象に研修会を実施(必要に応じて内容を見直し)								
					V					

(5) 情報共有・情報発信

地区の自主的なまちづくりを促進するため、市政の多様な情報を地区に対して分か

りやすく提供するとともに、まちづくり協議会や地区のまちづ くり活動に関する情報等も市のホームページ等を通じて発信し ていきます。

将来的には、それぞれのまちづくり協議会に専用のホームページを開設するなど、地区自らが地区内外に向けて情報発信できる仕組みも検討していきます。



年次計画

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
					7					
仕組の検討	サポート職員等活用し、協議会へ情報を提供									
					V					
	市HP等でまちづくり協議会に関連する情報を発信									
				V	_					
		開設準備	まちづくり協議	- 会でHP開設・運営						
					V					

第5章 計画の進行管理

1 計画推進の体制

計画は、中期的な展望にたって、住民自治によるまちづくりに関する施策を総合的に推進するためのものであり、市の施策や多様な団体等の取組が示されています。

このため、これらの施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における組織及び推進体制を見直し、計画に基づく諸施策について調整等を行い、全庁的な体制で計画の推進を図っていきます。

また、住民自治によるまちづくりへの取組に対しては、市民と地区と行政とがそれぞれの役割を果たし、協働しながら一体的に計画の実現に向けた取組を推進していきます。

2 計画の進行状況の把握・確認

庁内組織において計画の進ちょく状況を管理するとともに、関係部局と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・確認を行います。

また、まちづくり協議会の取組状況については、年次報告等を通じ把握・確認し、公表するとともに、広く市民の意見や提言を求めながら施策の適切な進行管理を行います。

3 施策・取組の評価

計画に示す各施策・取組について、外部評価、内部評価等適切な評価の仕組みづくり、 基準づくりを進めます。その評価の結果を施策に反映させていきます。

資料

1 アンケート調査の概要

「住民自治によるまちづくり」を推進する上で、自治連合会等の地域でまちづくり活動を行っている団体の皆さんが地域活動についてどのような意識を持ち、どのような要望を持っているかを調査することは重要であるため、「住民自治によるまちづくり」の機運を高めることを目的に市内22か所で行った「まちづくり集会」の参加者を対象にアンケート調査を行いました。

実施期間:2013年9月15日~10月20日

配 布 対 象: まちづくり集会参加者(自治連合会、小・中PTA、連合婦人会、商工会、

老人クラブ、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会など)

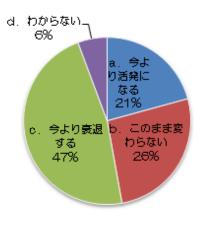
サンプル数 :316 人配布、内300 人回収、回収率94.9%

まちづくり集会の開催地区:市内22地区【本庁管内4地区、総合支所管内4地区、

支所管内 12 地区、離島 2 地区 (蓋井島、六連島)]

問1 今後、10年間でお住まいの地域活動はどのようになると予測されますか? (1つだけ選ぶ)

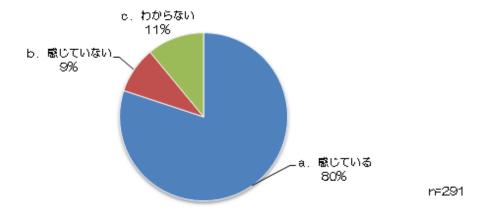
「今より衰退する」の 141 人(47%) が最も多く、次に「このまま変わらない」の 79 人(26%)、「今より活発になる」の 63 人(21%) の順になっています。 10 年後 を想像した場合、半数の人が「今より衰退する」と回答しており、将来の地域活動に不安 を感じていることがうかがえます。



n=300

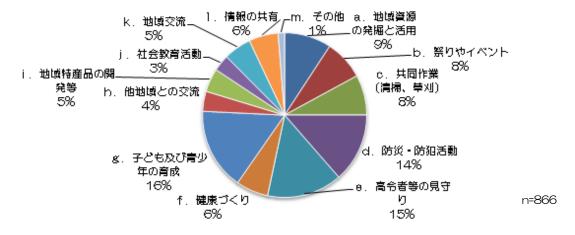
問2 今後、地域内にある各種団体 (NPO、企業などを含む) が、連携することの必要性を感じておられますか?

連携の必要性を「感じている」と回答した割合が高く、233人(80%)となっています。これまでも限られた団体同士では連携した取り組みもあったと思われますが、今後は多様な活動や交流の中から新しいネットワークが形成され、互いに刺激を受けることで、活動の幅の広がりや、新しい人材の発掘にもつながるなど、連携することでの効果は大きいと考えられます。



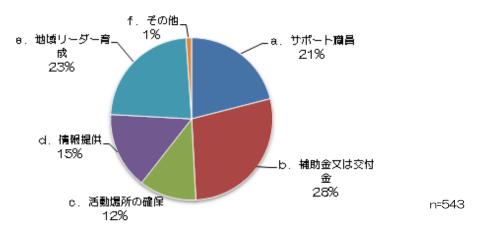
問3 今後、地域において重点的に取り組むべきと思う事は、どのようなものだと思われますか?(3つ選ぶ。)

地域における重点的な課題のうち、割合が高いのは「子ども及び青少年の育成」の 139人(16%)、「高齢者等の見守り」の 128人(15%)、「防災・防犯活動」の 118人(14%)となっています。少子高齢化が進む中、将来の子ども達の健全な育成や超高齢社会を迎える中、独居老人や高齢者 2人暮らしの見守りが重要な課題として挙げられ、「防災・防犯活動」と共に安全・安心なまちづくりが求められています。



問4 今後、地域活動を推進していくうえで、特に行政に対して何を求めますか? (2つ選ぶ。)

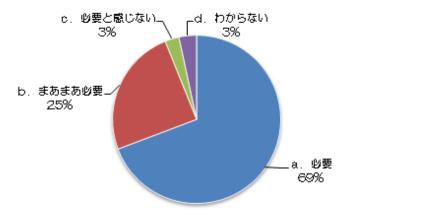
行政に求める事に関しては、「補助金又は交付金」が 153 人(28%) と最も多く、続いて、「地域リーダー育成」の 125 人(23%)、「サポート職員」の 114 人(21%)の順となっていいます。地域で活動しているまちづくり団体は慢性的に資金不足の問題を抱え、今後の地域活動には補助金等が無いと困難と考える人が多くなっています。また、現在の地域リーダーも高齢化が進んでおり、地域リーダーの育成も重要になっています。



問5 今後、下関市において「住民自治によるまちづくり」が必要と思われますか?

今後の下関市において、「住民自治によるまちづくり」が「必要」と思っている人は 205 人(69%)、「まあまあ必要」と思っている人は 73 人(25%)であり、「必要」と「ま あまあ必要」を合わせると 278 人(94%) にも上ります。

今後、少子高齢化が進む中で、現在、まちづくり活動を行っている皆さんは、将来的に 不安を感じ、何とかしなければならないと考えていることがわかります。



n=296

2 これまでの取組

日程	実施項目	内容	備考
H24,2,27	平成23年度第1回下関市地域内分権推進連絡会 議の開催	(1)地域内分権の推進について ①これまでの経過について ②他市の取り組みについて ③今後の進め方について (2)その他	
H24.6.16 ~9.2	平成24年度タウンミーティング(市内22地区)	・市政・予算概要の解説 ・地域データに基づく解説及び地域内分権について ・まちづくりパートナーとの対話	325名参加
H24.11.14	地域内分権シンポジウム (下関市立大学本館 I 棟206教室)	第1部 地域内分権調査報告 第2部 パネルディスカッション	88名参加
H24.11.30	下関市地域内分権調査報告書 (下関市立大学)	調査結果に基づくまとめ 1章 地域内分権の背景・動向と実際 2章 下関市の地域活動の現況 3章 先進地域事例 4章 地域内分権調査(アンケート結果)	委託
H25,2,27	平成24年度第1回下関市地域内分権推進連絡会 議の開催	(1)地域内分権の推進について 下関市地域内分権指針(素案)について (2)その他	
H25,6,19	平成25年度第1回下関市地域内分権推進連絡会 議幹事会の開催	(1)下関市における地域内分権の推進方向(案)に ついて (2)その他	
H25,8,19	平成25年度第2回下関市地域内分権推進連絡会 議幹事会の開催	(1)下関市における地域内分権の推進方向(案) の修正について (2)その他	
H25.8.21	平成25年度第1回下関市地域内分権推進連絡会 議の開催	(1)下関市における地域内分権の推進方向について (2)その他について	
H25.9.4	下関市議会総務委員会報告	下関市における地域内分権の推進方向について	
H25,9,15~ H25,10,20	平成25年度まちづくり集会 (市内22地区)	1 基本的な推進方向について 2 地域の現状と将来を見据えた課題について (1)地域課題について (2)課題解決や活性化などについて (3)総括	316名参加
H26,2,3	平成25年度第3回下関市地域内分権推進連絡会 議幹事会の開催	(1)まちづくり集会の総括について (2)今後のスケジュール等について	
H26,2,5	平成25年度第2回下関市地域内分権推進連絡会 議の開催	(1)まちづくり集会の総括について (2)今後のスケジュール等について	
H26,2,15	しものせき元気が出るまちづくりセミナー (下関市民会館中ホール)	第1部高橋裕の熱血インタビュー地域分権専任調整監に聞く第2部パネルディスカッション	153名参加
H26.4~8	下関市住民自治によるまちづくり懇談会の開催	(1)住民自治によるまちづくりの推進に関する条例について (2)推進計画について	委員15名
H26.7	条例(パブリックコメント)	意見数〇件	
H26.9	下関市議会へ条例の上程・可決	条例の制定について	
H26.8~10	平成26年度まちづくり集会 (市内〇地区)		
H26,10	推進計画(パブリックコメント)	意見数〇件	
H26.12	下関市議会総務委員会報告	推進計画の策定について	

3 下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例

下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例(素案)

'			N W W D				ר היויא	713/4/				
							並	成26年	₹	月	日公	:在
(目台	句)											
第1条	この条例	削は、住民	民自治に	よるまち	5づくり	につい	て、基	本理念	を定め	、市民	民等及	'Ū
市の役	と割を明ら	らかにする	るととも	こ、まち	5づくり	協議会》	及び市	の支援	こ関し	必要な	真電え	įを
定める	ることにょ	い、人と	二人との	つながり)を大切	にし、は	也域の	力が発	軍でき	るまな	うづく	9
を推進	重すること	を目的と	こする。									
(定	隻)											
第2条	この条例	引において	て、次の行	各号に握	引げる用	語の意	義は、	当該各	号に定	めると	ところ	に
よる。												
• • • •		• • • •			• • •			• • •		• • •		•
• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•
• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • •		• •	• • •	•
• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•
• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	•
• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• •	• • •	•
• • • •		• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •		• • •	• • •	•

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。

4 下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱

下関市住民自治によるまちづくり懇談会設置要綱

(設置)

第1条 下関市の住民自治によるまちづくりを推進するため、まちづくりの主体である市 民代表者からの意見聴取を行う場として、下関市住民自治によるまちづくり懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(目的)

- 第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
 - (1) 住民自治によるまちづくりの推進のための条例整備に関する事項
 - (2) 住民自治によるまちづくりの推進のための計画策定に関する事項

(組織)

- 第3条 懇談会の委員は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 関係団体から選任する者
 - (2) 学識経験を有する者

(仟期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(会長)

- 第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、市長が指名するものとする。
- 3 会長は、会議の進行を行い、会議が円滑に進められるよう努めるものとする。
- 4 会長が欠席、又は事故があるときは、副会長がその職務を代理するものとする。 (会議)

第6条 懇談会は、市長が招集する。

- 2 懇談会は、選仟委員の過半数以上が出席できるよう努める。
- 3 懇談会は原則公開とする。ただし、市長は内容に応じて非公開とすることができる。 (庶務)
- 第7条 懇談会の庶務は、総合政策部地域支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 下関市住民自治によるまちづくり懇談会開催状況

(1) 開催の概要

回数	開催日	内 容		
第1回	平成26年4月30日	・会長、副会長の指名・懇談会の運営方法・条例整備及び推進計画策定のスケジュール・推進方向概要説明・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の検討・住民自治によるまちづくり推進計画の検討		
第2回	平成 26 年5月 28 日	・住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の素案の 修正案について・住民自治によるまちづくり推進計画の素案について・他市でのまちづくり組織の概要と活動事例		
第3回	平成 26 年6月19日			
第4回	平成 26 年7月 30 日			

(2) 主な意見

•		
•		
•		
•		

6 まちづくり集会の開催状況

(1) 開催の概要

住民自治によるまちづくりを推進するため、その基本となるまちづくり推進計画の策定等に関し、広く地区住民の意見を聴取する場として、それぞれの地区において「まちづくり集会」を開催しました。併せて、それぞれの地区における住民等のまちづくり活動に対する機運の醸成を図りました。

No	開催日 (平成26年度)	回数	開催時間	対象地区	開催場所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	≣†				

(2)	主な意	見			
•					
•					
•					
•					
•					
/ /\\.	フリック	フコメン	ノトの実施	結果	
(1)	実施の		トフレルモ	い、本民から辛日をおり	これは、 笠中の頃和本計画の書字
7				り、中氏から息見を求め メントを実施しました。	つるため、策定の過程で計画の素案
	募集期間 平成 26 年 1 0 月 日 ~ 1 1 月 日				
閲覧場所等 下関市役所、各支所、各総合支所、市ホームペー		所、市ホームページ			
	応募物	代 況		件	
(2) 意見の要旨とこれに対する市の考え方					
	No	該当	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
	1	第章	項		
	2				